

<気象警報・災害時の対応について>

梅雨や台風の時期を迎えますと、標記の気象警報が発令されることも予想されます。

山沿いの地域が通学路になっていることも多い本校区の地域性を考えて、通学時の安全確保のために本校では、「暴風・大雨・洪水警報に伴う措置について」、以下のとおり規定を設け、対応させていただいております。

ご熟読の上、警報発令時において適切に対応していただきますようお願いいたします。なお、この措置は年間を通じて適用いたしますので、この文書の保管をよろしくお願いいたします。

I 『暴風警報』『大雨警報』『洪水警報』の対応 〈大阪府全域・南河内全域または、河内長野市に対しての発令〉

登校前の場合 ※『特別警報』及び『避難勧告』が発令された場合も警報発令の対応に準じる。

① 午前7時現在

警報が発令 されている場合

(暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれか) ※ 注意報ではありません

登校を控え、自宅で待機

◎午前9時30分までに警報が解除された場合

- ・通学路の安全を確認して速やかに登校させてください。(弁当持参)
- ・本校は校区が広く登校時間がさまざまですので、警報が解除された時刻の2時間後から授業を始めます。それに合わせて登校させてください。
- ・石見川方面の生徒については、登校手段等を考慮して対応について指示いたします。

② 午前9時30分現在

引き続き警報が発令 されている場合

(暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれか) ※ 注意報ではありません

臨時休校

登校後に警報が発令された場合

以降の気象情報等を総合的に判断した上で、下校を早めたり遅らせたり等、生徒の安全確保のための措置をとらせていただきます。

※ 各地域において、土砂崩れや河川の氾濫等、生徒の登下校に危険な状況が発生した時には、至急、学校にご連絡ください。

2 大規模地震発生時の対応

① 震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 登校前の場合（自宅を出る前）

- ・前日の17時以降自宅を出る前までに「震度5弱以上の地震が発生」
⇒『学校は臨時休校』
- ※ 通学路や学校に危険がなく授業ができる状況にある場合は、学校より連絡いたします。

(2) 登校・下校途中の場合（自宅 ←→ 学校）

- ・非常に大きな地震が起きた場合は、原則として帰宅させてください。
ただし、学校に近い場合または危険なために自宅に戻れない場合は、いったん学校に避難し、保護者の迎えを待ちます。

(3) 在校中の場合

- ・授業を打ち切り学校で待機させますので、保護者の方が迎えに来てください。

② 震度4以下の地震が発生した場合

- 「震度4以下」の地震が発生した場合は、校区内の被災状況等の安全を確認した上で、通常どおり登校させてください。
- 家庭に連絡がつかない場合がありますので、緊急時の連絡先等を必ず生徒個人カード、保健調査票に記入願います。
- 下校後は、外出をさせないように十分ご注意ください。
- 家庭におかれましても、日頃より、子どもさんと緊急時の対応方法や避難先について、十分に話し合っておいてください。

上記の対応は、あくまでも原則であり、

緊急時には円滑に対応できないことが予想されます。

その場合は、学校としては生徒の安全を最優先に対応しますので、

家庭におかれましてもよろしく願います。

☆ 地震だ！ そのときまでに…（一般的な対応）

- (1) 家族一人ひとりの役割分担 → 日頃の防災の役割と地震が起こった時の役割を決める。
- (2) 家屋の危険箇所をチェック → 家の内外をチェックして危険箇所を確認し合う。
- (3) 家具の安全な配置と転倒防止対策 → 家具の安全な配置換えと転倒や落下防止をする。
- (4) 非常持ち出し品のチェックと入れ替え → 必要なものがそろっているかチェック
- (5) 地震時の連絡方法や避難場所の確認
→ 家族が離ればなれになったときの連絡方法や避難場所を確認する。下見もできれば…。